

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年 3月22日

照会部署名 大分事務センター管理・厚年適用G

照会担当者 アシスタントインストラクター(グループ長) 東薗 一也

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

黒木

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2011- 55

本部受付番号 No.2011-181

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

嘱託として再雇用された者の取扱いについて

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

『「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて(通知)」の一部改正について』(平成22年6月10日付保保発0610第1号、年管発0610第1号、年管発0610第1号)

(内容)

下記の事例について、再雇用の取扱いが可能かどうかお尋ねします。

○事業所に勤務している被保険者について、現在のポストが管理職員となっているが、組織改編により本年3月末をもって管理職のポストが廃止となる。当人については、3月末で退職扱いとなり、4月以降嘱託職員として引き続き勤務してもらう予定であり、4月1日付で1年間の雇用契約書を締結することとなっている。

給与については、月給から日給に変更となり、諸手当も無く、標準報酬も5等級以上下がる。

なお、本人は昭和26年4月2日生で雇用契約日に60歳になり、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。

この場合、退職再雇用に該当するのか、月額変更届となるのか。

＜対応案＞

取扱いの一部改正における退職事由については、定年退職に限定したものではないことから、今回の事例における退職事由については、再雇用の取扱いは可能と思慮します。

また、特別支給の老齢厚生年金の受給権者とは、誕生日の前日をもって受給権が発生することから、これに関する再雇用の取扱いは可能と思慮します。よって、実際に退職する時点においては59歳であるが、受給権発生日、資格喪失日及び資格取得日が平成23年4月1日付となることから、退職再雇用として平成23年4月1日付の資格喪失届及び資格取得届の提出は可能と判断します。

(ブロック本部回答)

嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについては、平成22年6月10日付け保保発0610第1号・年年発0610第1号・年管発0610第1号により、「高齢者の継続雇用をさらに支援していくため」として定年制の定めのない事業所においても同様に、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が退職後、継続して再雇用された場合について、使用関係が一旦中止したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる扱いとして差し支えないとされており、ご照会の事案については、退職日においては特別支給の老齢厚生年金の受給権者ではないものの、翌日の再雇用日において受給権者となり、同時に資格取得するものであるので、当該取扱いの対象者となると思料いたしますが、退職日において特別支給の老齢厚生年金の受給権者であることの要否について疑義がありますので、機構本部へ照会いたします。

回答日 平成23年 3月24日

照会部署名 九州ブロック本部厚年適用グループ

照会担当者 マニュアルインストラクター（グループ長） 山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

椿

(本部回答)

ブロック本部回答のとおり、嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いの該当となります。

回答日 平成23年 4月14日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

坂東

(回答提供先)

O						
機構 LAN掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	H P掲載	